令和7年度 広域基盤整備計画調査

雄物 • 米代川地域更新整備計画策定他業務

現場説明書

1. 契約の保証について

契約の保証は別紙1によるものとする。

- 2. 本業務の作業歩掛は別紙2のとおり考えている。
- 3. 積算基地について

積算基地は「秋田市(秋田県庁)」を考えている。

4. 積算体系

本業務の積算体系は、「設計業務」としている。

- 5. 旅費交通費、日当及び宿泊費・基準日額について
 - (1)業務打合せ

業務打合せ場所は、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所(秋田市山王7丁目1番3号)で考えており、旅費交通費等については次のとおり計上している。

なお、打合せ工種は、「設計業務標準歩掛(「土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)」)」の「その他」で考えている。

①交通費

交通費は計上していない。

② 日 当

日当は計上していない。

③宿泊費

宿泊費は計上していない。

④基準日額

打合せにかかる基準日額は、打合せ回数毎、職種毎に次のとおり直接人件費に計上 している。なお、移動にかかる基準日額は計上していない。

打合せ段階	主任技師	技師A	技師B
初 回	0.5人	0.5人	
第2回		0.5人	0.5人
最終回	0.5人	0.5人	

6. 歩掛の実態調査について

現場説明書2. に示す公表歩掛以外の歩掛については、妥当性の検証のため実態調査を行 うものとする。

調査結果は、別紙3にとりまとめ、監督職員へ提出しなければならない。

7. 関係する土地改良区

本業務で関係する土地改良区は下表のとおりである。

河川名	事業名	地区名	関係土地改良区	備考
	かん排	仙北平野	秋田県仙北平野土地改良区	
	施設整備	仙北平野	II	
	かん排	雄物川筋 (皆瀬・成瀬) (旭川)	秋田県雄物川筋土地改良区 秋田県南旭川水系土地改良区	
	IJ	平鹿平野	秋田県雄物川筋土地改良区	
	IJ	横手西部	II.	
雄物川	IJ	旭川	秋田県南旭川水系土地改良区	
	応急対策	成瀬皆瀬	秋田県雄物川筋土地改良区	
	かん排	田沢疏水	秋田県田沢疏水土地改良区	
	IJ	田沢二期	II .	
	農地開発	田沢疏水	II.	
	II.	第二田沢	II.	
米代川	"	能代	秋田県能代地区土地改良区	
	干拓	八郎潟	大潟土地改良区	
馬場目川	農地防災	男鹿東部	II .	
河勿日川	水質保全	八郎潟	IJ	
	施設整備	馬場目川下流	n .	

8. 報告書

報告書については、以下のとおり考えている。

区分	頁数	ファイル	部数		
積算、設計	1,000枚	A 4 縦 10 c m	1 部		

9. 被災者の就労機会の確保について

受注者は、外業等の業務に当たって、地震等被災地域における被災者(農林魚家を含む) の就労希望者を優先的に雇用するよう努めるものとする。

なお、被災者等の雇用においては、賃金等の支払いが適正かつ遅延なく行われるよう配慮 すること。

10. 暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 部局長等が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「発注工事等という。)において、暴力団員等による不当要求又は工事(業務)妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに その内容を記載した書面により発注者に報告すること。発注工事等において、暴力団員等 による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者 と協議を行うこと。

11. その他

特別仕様書の作業項目表、4. 長寿命化に配慮した更新整備計画の備考欄に記載の一部策定済については下表のとおり。

地区名	策定済施設名称							
雄物川筋地区	皆瀬頭首工、成瀬頭首工、皆瀬1号幹線用水路、皆瀬2号幹線用水路、皆瀬3号幹線用水路、皆瀬4号幹線用水路、皆瀬5号幹線用水路、皆瀬6号							
雄物川筋 (成瀬・皆瀬)	幹線用水路、皆瀬7号幹線用水路、成瀬1号幹線用水路、用水管理施設							

- 契約の保証について
 - (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を 提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務 完了保証人を付することができる。
 - ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書
 - (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行秋田支店」に契約保証金の金額に相当する金額 の金銭を払い込んで、交付を受けること。
 - (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所 歳入歳出外現金出納官吏 庶務課長 鈴木 智宏」と記載するように申し込むこ と。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、 契約担当官等の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い 渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。
 - イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券(利付国債に限る。)に係る政府保管 有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書。
 - (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行仙台支店」に契約保証金の金額 に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
 - (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「政府保管有価証券取扱主任 官東北農政局総務部会計課課長補佐(主計) 佐藤 淳一」と記載するように申 し込むこと。
 - (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱については、 契約担当官等の指示に従うこと。
 - (エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
 - (オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。
 - ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書
 - (7) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合(以下「銀行等」という。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「金融機関等」と総称する。)とする。
 - (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地改 良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。

- (ウ) 保証債務の内容は業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとすること。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとすること。
- (1) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、業務完了後、契約担当官等から保証書(変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。
- エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
 - (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する保証である。
 - (4) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政 局西奥羽土地改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこ と。
 - (ウ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される 業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。(一般競争の場合は、10分の3の金額以上とする。)
 - (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
 - (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、契 約担当官等の指示に従うこと。
 - (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券
 - (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する 保険である。
 - (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
 - (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官 東北農政局西奥羽土地 改良調査管理事務所長 渡辺 英樹」と記載するように申し込むこと。
 - (エ) 証券上の主契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される 業務名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。(一般競争の場合は、10分の3の金額以上とする。)
 - (カ) 保険期間は、履行期間を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (1) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。なお、違約金の

金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(2) (1) の規定にかかわらず、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 100条の2第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてよいものとする。

(3) その他

保険証券等の電磁的方法による提出

保証証書等(契約の保証に係る保証書若しくは証券又は前払金保証に係る保証証書をいう。以下同じ。)の提出又は寄託に代えて電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)であって、金融機関等が定め、契約担当官等の認める措置(以下「電磁的方法による提出」という。)を行う場合は、受注者は、保証証書等の提出又は寄託に代えて、電子証書等閲覧サービス(電子証書等を電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するために、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保険会社又は保証事業会社が指定するものをいう。)上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等の保険契約番号又は保証契約番号をいう。)及び認証情報(電子証書等を閲覧することをもって代えることができる。保証契約番号及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供すること。

なお、保険会社の発行する電子証書等については、暫定的な取扱いとして電子メールを用いて提出することができる。この場合の提出方法については、保険会社、契約担当官等に確認し、指定された手順を踏むこと。

【設計】 (単位:人)

作業項目	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	/ 供	考
77	土仕仅即	汉即A	び削り	技師し	12111月	備	5
1. 業務準備	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0	2. 0		
2. 計画策定の基本方針	1.0	1. 0	2. 0				
3.計画策定地域の概要	7. 0	15.0	15. 0	15. 0	6. 0		
3-1国営県営地区の状況	-	-	-	_	-		
3-2水利状況	-	-	-	-	-		
3-3施設管理状況と問題点	4. 0	6. 0	6. 0	6. 0			
3-4食料供給能力	3.0	9.0	9. 0	9. 0	6. 0		
4. 長寿命化に配慮した更新整備計画	19. 0	29. 0	31. 0	31. 0	28. 0		
4-1長寿命化に配慮した更新整備計 画の概要	1.0	1.0					
4-2長寿命化に配慮した更新整備計 画	15. 0	25.0	25.0	25. 0	25. 0		
4-3地区別施設更新整備構想	3. 0	3.0	6.0	6.0	3. 0		
5. 水利調整組織再編計画	2. 0	2. 0	2. 0				
5-1既存組織状況	1.0	1.0	1.0				
5-2水利調整組織再編計画	1. 0	1. 0	1. 0				
6. 農業水利融通・再編計画	3. 0	4. 0	4.0	2. 0			
6-1広域水利用構想	1. 0	1.0	1. 0				
6-2渇水調整構想	1. 0	2. 0	2. 0	2. 0			
6-3農業用水再編構想	1.0	1.0	1.0				
7. 点検取りまとめ	1. 5	3. 0	3. 0	1.5	1.5		
合 計 (Σ1~7)	35. 5	56. 0	59. 0	51. 5	37. 5		_

作業歩掛実態調査表

1. 調査目的

本調査は土地改良工事における「○○工△△設計」について、その実態を把握し、歩掛の妥当性の検証、積算の適正化を図ることを目的としている。 (※上記○○は当該工種名を記載する。△△は「構想」「基本」「実施」のいずれかを記載する)

2. 概要

発注者記入	局 名	
	事 業 所 名	
	業 務 名	
	担当者名	
請負者記入	請負者名	
	請負担当者名	
	担当者連絡先	

3. 歩掛調査様式

		歩 掛 (積算者記載)					歩 掛 (請負者記載)						
作業項目	作業内容	技師	主任	技師	技師	技師	技術	技師	主任	技師	技師	技師	技術
		長	技師	A	В	С	員	長	技師	Α	В	С	員
	合 計												

※作業項目及び作業内容は使用した見積歩掛のものを記載する。

- 4. 歩掛に差異が生じた理由(発注者記入)
- 5. 歩掛に差異が生じた理由(請負者記入)